

第 1 3 7 号議案

足立区公契約条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区公契約条例の一部を改正する条例
足立区公契約条例（平成 2 5 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 3 項中「3 人で」を「5 人以内をもって」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される足立区公契約等審議会の委員の任期は、改正後の足立区公契約条例第 1 6 条第 5 項本文の規定にかかわらず、令和 3 年 1 2 月 9 日までとする。

（提案理由）

足立区公契約等審議会の委員数を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。